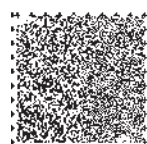




避難行動要支援者のための

避難支援ガイド

(令和8年3月)

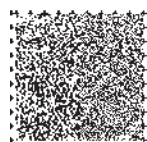


uni-voice

- 02 はじめに
- 03 避難行動要支援者支援制度の概要
- 05 支援を希望するみなさまへ
- 07 支援するみなさまへ
(避難支援等関係者及び避難支援員のみなさまへ)
- 09 支援するみなさまの役割や支援事例について
- 11 避難誘導時の注意点
- 13 避難情報について
- 15 指定避難所一覧
- 17 福祉避難所・福祉避難施設一覧
- 19 よくある質問

資料

- 21 佐賀市避難行動要支援者支援制度実施要綱



はじめに

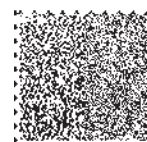
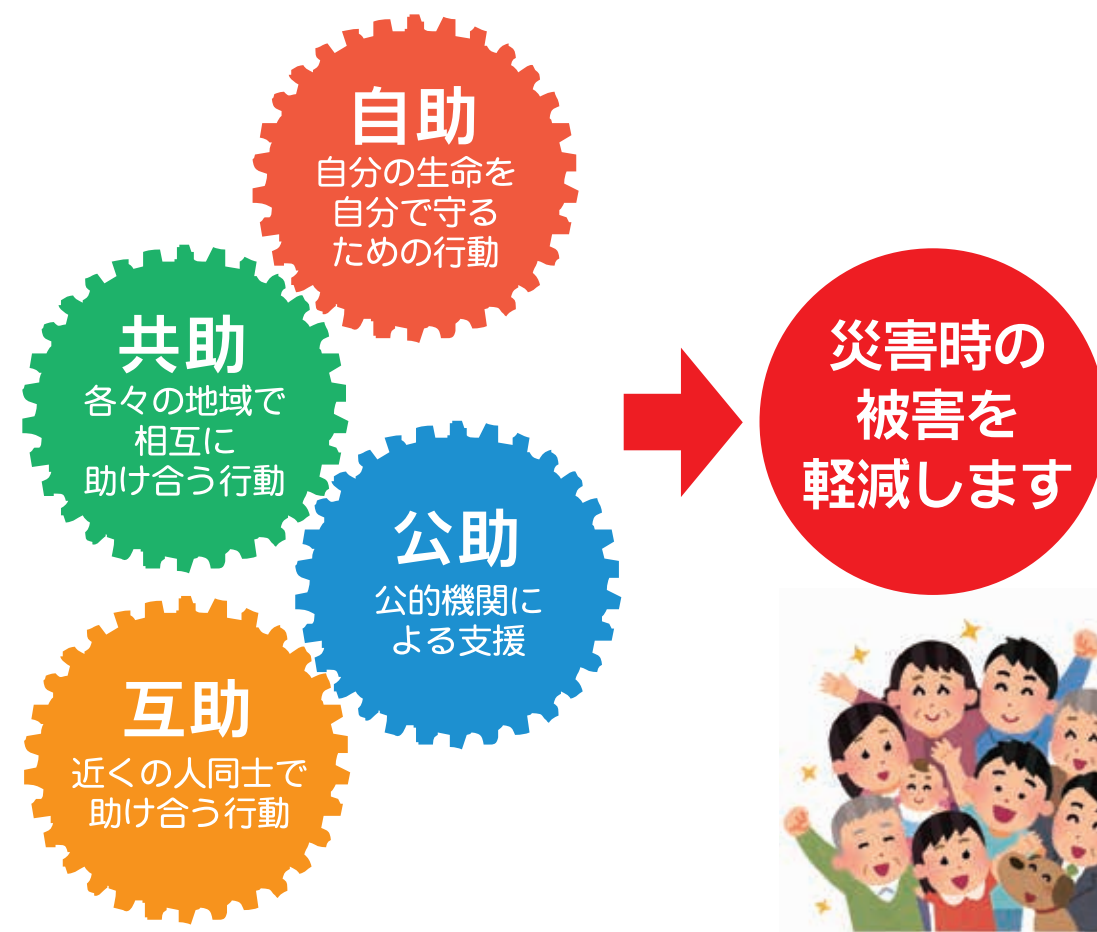
近年、地震や水害などの大規模な自然災害が各地で発生しています。このような災害においては、高齢者や障がい者など、ひとりで逃げるのが難しい人（避難行動要支援者）の多くが犠牲になられています。

平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者が約6割を占め、また、障がいのある人の死亡率は被災住民の死亡率の約2倍だったことが分かっています。また、令和6年能登半島地震においても、死者（災害関連死を除く）の年代別では70代以上が約6割を占め、高齢者の被害が大きいことが分かっています。

これらの過去の教訓をふまえ、災害が発生する前から、ひとりで逃げるのが難しい人を支援する体制をつくっておくことが、避難行動要支援者支援制度の目的です。

災害が発生した直後は、市などの公的機関による〈公助〉には限界があります。防災は「まずは自分の身は自分で守る」という〈自助〉、「近くの人同士で助け合う」という〈互助〉、「地域の安全は地域で守る」という〈共助〉が基本となります。

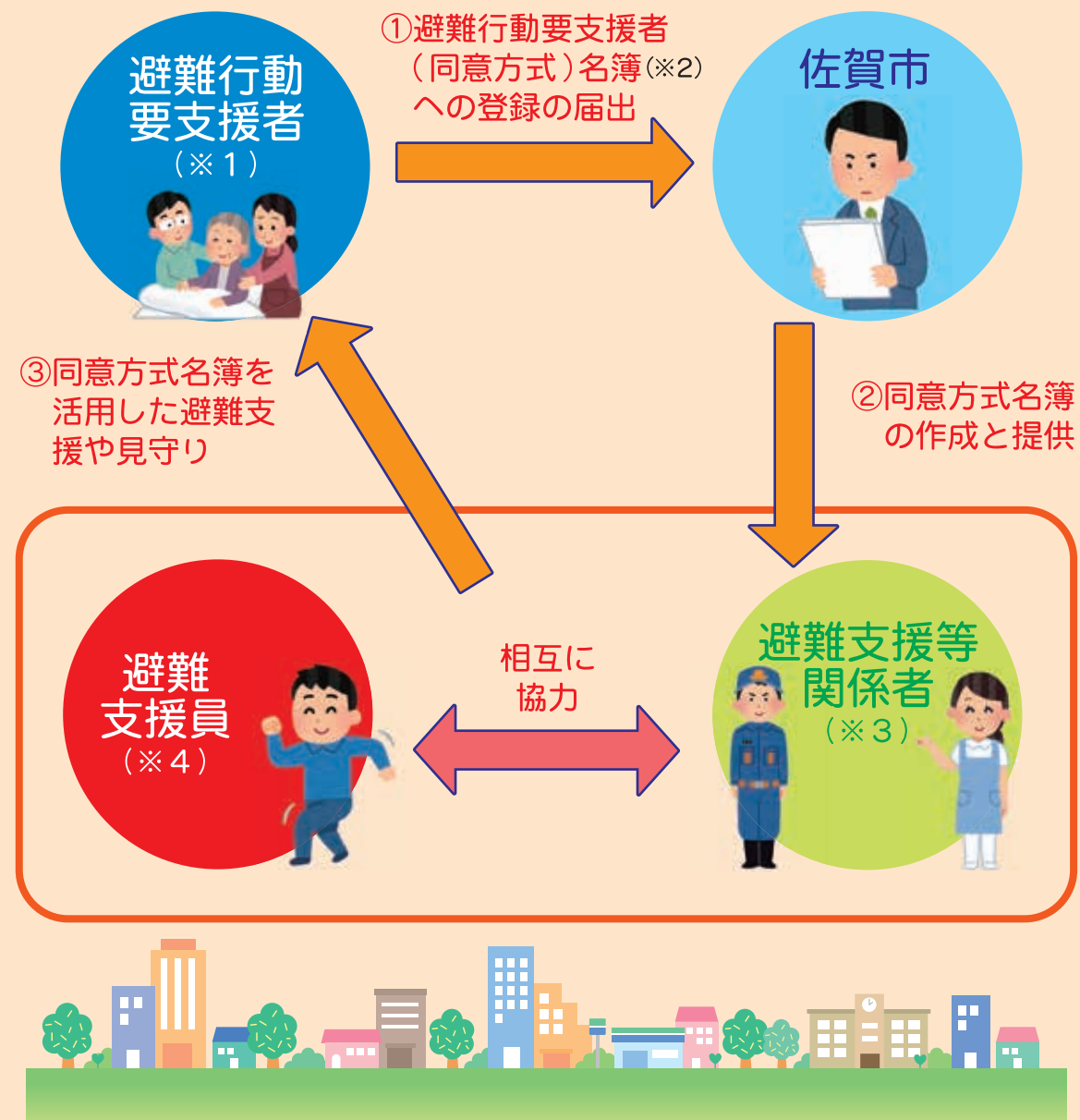
これに避難行動要支援者の情報提供や啓発活動といった公助を組み合わせ、避難行動要支援者の支援体制づくりを構築していきます。



避難行動要支援者支援制度の概要

避難行動要支援者支援制度とは、地震や台風などの災害が発生した時や、そのおそれがある時に、ひとりで逃げるのが難しい人（避難行動要支援者）を支援する体制づくりを進めるための制度で、具体的には、地域からの支援を希望される人を、「避難行動要支援者（同意方式）名簿」に登録し、避難支援等関係者（民生委員・児童委員や自治会などの地域団体等）に対して、その情報を提供することで、日頃からの見守り活動や災害時の安否確認、避難誘導等に役立てていきます。

同意方式名簿の登録から活用までの流れ



地域みなさまの支え合いによる
安心・安全なまちづくりにご協力
をお願いします。



※1 避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは

災害時に地域からの支援を希望する人で、かつ、次の枠内のア～キの要件のいずれかに該当する人です。

- ア 要介護認定を受けている人（要介護1～5）
- イ 身体に障がいがある人（身体障害者手帳の肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚1～3級、聴覚2～3級のいずれかを所持）
- ウ 知的障がいがある人（療育手帳Aを所持）
- エ 精神障がいがある人（精神障害者保健福祉手帳1～2級をもつ単身者）
- オ 難病や発達障がいがあり支援が必要な人
- カ 病気やケガなどにより支援が必要な人
- キ 市または避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた人

※2 避難行動要支援者（同意方式）名簿とは

要支援者の避難支援に必要な情報を登録した名簿です。

また、この名簿情報は、登録の届出を希望された要支援者から、避難支援等関係者への情報提供について同意を得ています。

名簿の主な情報は、次の枠内のとおりです。

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号 ・緊急連絡先
- ・その他避難に必要な事項 など



※3 避難支援等関係者とは

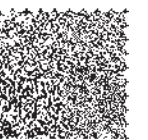
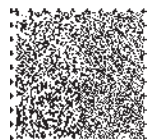
地域において避難支援等の実施に携わる関係団体等を指します。

具体的には次のような団体等です。

- 民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター（おたっしや本舗）、佐賀県警察、佐賀広域消防局

※4 避難支援員とは

要支援者の家族や近所の人など、要支援者に対して、災害発生時に避難支援等関係者（※3）と協力し、情報伝達や避難誘導を行う人です。



支援を希望するみなさまへ

災害時に、ひとりで避難することが難しい人が、より迅速に避難支援等を受けるためには、平常時から避難支援等関係者へ情報提供を行い、日頃からお互いに顔の見える関係を持つことが重要です。

いざという時のために、避難支援等関係者に対し、避難支援に必要なあなたの情報を提供することに同意し、避難行動要支援者（同意方式）名簿（以下「同意方式名簿」という。）に登録されてはいかがでしょうか。



登録するには・・・



登録の流れ

- ①避難行動要支援者同意確認届出書（以下「同意確認届出書」という。）に必要事項を記入のうえ、佐賀市役所福祉総務課または各支所市民サービスグループへ提出してください。
- ②その後、同意確認届出書で同意をした要支援者には、市から**避難行動要支援者個別避難計画書**（以下「個別避難計画書」という。）を送付します。
- ③個別避難計画書に必要事項を記入のうえ、佐賀市役所福祉総務課または各支所市民サービスグループへ提出してください。
- ④市は、①と③の内容を同意方式名簿に登録します。

同意確認届出書が必要な人は、佐賀市役所福祉総務課（電話番号：0952-40-7249 ファックス：0952-40-7393）へお問い合わせください。また、この冊子のP25～P26に同意確認届出書を掲載しているほか、佐賀市ホームページからもダウンロードできます。

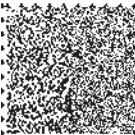
◎個人情報の取り扱いについて

提供を受けた情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理します。また、避難支援等関係者には、災害対策基本法において、守秘義務が課せられています。

【登録にあたっての注意】

災害時は避難支援等関係者や避難支援員の人なども被災されることが想定されるため、この制度に登録することで必ず支援が受けられるというわけはありません。また、避難支援等関係者や避難支援員が法的な責任や義務を負うものではありません。

大切なことは、常に災害への備えを忘れず「自分の身は自分で守る」という意識を持つことや、日頃から家族や近所の人たちと良好な関係をつくっておくことです。



日頃の備え

提出された同意確認届出書と個別避難計画書の情報は、同意方式名簿として、民生委員・児童委員や自治会などの避難支援等関係者に提供します。

この名簿をもとに、避難支援等関係者が日頃の見守りや、災害時の情報伝達等を行います。

一方で、地域における支援体制づくりを進めるには、要支援者自身の備えも必要です。まずは、自分自身で、すぐに逃げるための「今すぐできる」準備を始めましょう。

- 自宅内での被災を防ぐために事前の対策をしましょう。
例えば、家具の固定、風水害に備えた自宅周りのチェック、食料などの備蓄



- 自分の存在や支援してほしいことなどを近所の人に知ってもらい、情報伝達や避難支援に協力してもらえないかお願いしておきましょう。



- 具体的な避難方法などを家族や近所の人、福祉サービス事業者と日頃から話し合っておきましょう。

- 薬を服用している場合は、被災後に必要となる薬の入手方法などをかかりつけの薬局などに確認しておきましょう。



- 地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。

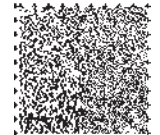


- 「マイ・タイムライン」を作りましょう。

マイ・タイムラインとは、大雨や台風といった気象予報で発生を予期できる災害について、自分が取るべき行動をあらかじめ時系列で決めたものです。

洪水・内水ハザードマップ等で自宅の状況を確認するなど、家族や地域で避難について話し合い、それぞれの「マイ・タイムライン」を作ってみましょう。

※佐賀市公式ホームページをご参照ください



支援するみなさまへ

（避難支援等関係者及び避難支援員のみなさまへ）

○避難支援等関係者のみなさまへ

避難支援等関係者とは、次の枠内の団体等を指し、要支援者の同意のもと、佐賀市から同意方式名簿を配布している人です。（自主防災組織は、希望される場合のみ配布）

避難支援等関係者のみなさまには、配布した同意方式名簿により、要支援者への平常時の見守り活動や災害時の情報伝達などをお願いします。

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）、佐賀県警察、佐賀広域消防局

○避難支援員のみなさまへ

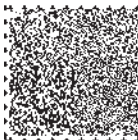
避難支援員とは、要支援者の家族や近所の人など、要支援者本人の依頼により、災害時の情報伝達や避難誘導などをお願いします。

災害が発生するおそれがある時や災害が発生した時に、できる範囲の避難支援をお願いします。



避難行動要支援者名簿の見本

避難行動要支援者名簿				令和 8年度	
基本情報				同意の有無	
氏名	サガ タロウ	生年月日	昭和11年11月11日生	有	
住所	佐賀市栄町1番1号 令和8年2月28日現在の住所				
身体等の状態	要介護3				
世帯状況	65歳以上のみの世帯				
自宅電話	00-0000	携帯電話	000-0000-0000	FAX	00-0000
緊急連絡先	氏名	佐賀 栄子	氏名		
	連絡先住所	(自)0000-00-0000(携)000-0000-0000	連絡先住所		
	関係	妻	関係		
自治会名	佐賀自治会		民生委員	民生 次郎	
避難支援情報					
避難支援の程度	☒ 自力で避難できるが、避難指示等の情報を教えてほしい ☐ 自力歩行は可能だが、不安があるので避難時に付き添ってほしい ☐ 寒さきり等で自力避難が困難なので、避難時に手助けがほしい ☐ その他()				
避難支援員	氏名	香橋 桜	氏名	佐賀 大吉	
	連絡先	(自)0000-00-0000(携)000-0000-0000	連絡先	(自)0000-00-0000(携)000-0000-0000	
	住所	佐賀市〇〇町〇番〇号	住所	〇〇校区	
	関係	長女	関係	隣人	
できること	☒ 高齢者等避難など情報伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☒ 避難先と一緒に行く ☐ その他()		できること ☐ 高齢者等避難など情報伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 避難先と一緒に行く ☒ その他(荷物を持って行く)		
地域独自の避難先	〇〇公民館				
避難方法	避難支援員の〇〇さんと車で△△避難所に避難する。				
特記事項	避難する時に配慮してもらいたいこと	避難所生活の際は、足が不自由なので1階を希望			
	かかりつけ医	名称:〇〇病院 連絡先:〇〇-〇〇〇〇	名称:〇〇クリニック 連絡先:〇〇-〇〇〇〇		
	既往歴	高血圧			
	使用薬(印刷用)	血圧を下げる薬			
	介護サービス事業所	さがヘルパー 電話番号:0000-00-0000 利用日(毎週:月、水、金曜日) 毎月:1.2日			
ケアマネージャー備考	黒澤 華				



日頃の備え

○プライバシーに配慮しながら要支援者やその家族と、災害が起こったときに必要な支援について話し合いましょう。

要支援者や支援内容に変更がある場合は、佐賀市役所福祉総務課まで連絡をお願いします。



○『避難支援等関係者間』や『避難支援等関係者と避難支援員』が相互に協力し、地域での避難支援や情報伝達の体制を考えてみましょう。



○避難支援員が見つからない人に対しては、避難支援員になっていただける人を一緒に探すなどの協力をお願いします。

○地域で防災訓練を実施する際は、要支援者やその家族に参加を促すとともに、参加しやすい環境づくりに配慮しましょう。



○避難に関する情報を、受け取れるようにしておきましょう。
(さがんメールの登録など、詳しくはP13～P14)

災害のとき

○ご自身やご家族の安全を確保しつつ、要支援者へ情報伝達をお願いします。



○可能な範囲で『避難支援等関係者間』や『避難支援等関係者と避難支援員』が相互に協力し、要支援者の安否確認や避難誘導をお願いします。



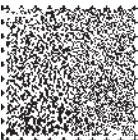
○誘導が困難な場合や安否確認ができない場合など、判断に困ったときは、市役所・消防団等にご連絡ください。

避難支援の例

○風水害（大雨・台風）の場合
突然発生する地震とは違い、大雨や台風は「いつ」「どのくらいの規模」のものが予測ができます。
事前に注意や避難を呼びかけ、安全確保に努めましょう。



○地震の場合
予測ができる大雨や台風とは違い、地震は突然やってきます。
日頃からの備えが重要ですので、家具の固定や避難経路の確認などを促しましょう。



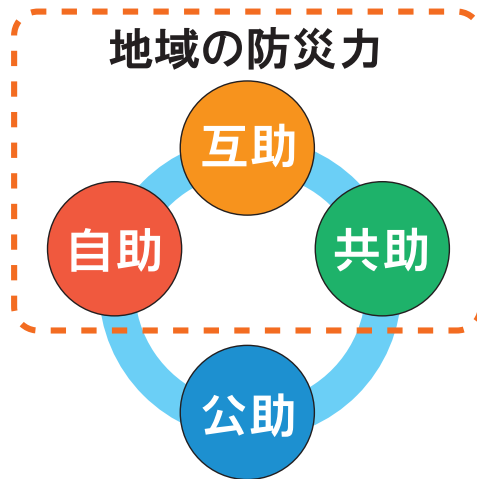
支援するみなさまの役割や支援事例について

避難支援等関係者のみなさまが、災害発生時において同意方式名簿を活用し、円滑な支援活動を行うためのポイントをまとめました。

それぞれの地域に応じた支援体制構築の参考にしてください。

災害時における要支援者への支援は、地域の関係者が、それぞれの役割に応じた取り組みを行うことになります。

特定の団体や役員だけでの取組では負担が大きくなることから、関係者全体で役割分担をするなど、円滑に支援ができるようにしておきましょう。



関係者ごとの役割の例

【民生委員・児童委員】

- ・ 平時においては、円滑な避難支援ができるよう、避難方法や避難経路などを要支援者や自主防災組織、自治会、避難支援員等と協議しておきます。
- ・ 災害時は情報伝達等を行い、可能な範囲で避難支援を行います。

【自主防災組織】

- ・ 地域における防災活動の要として関係者と連携し、要支援者を含めた避難訓練の実施や地域の防災マップの作成、要支援者ごとの避難支援員の配置や避難経路の確認図などを行います。

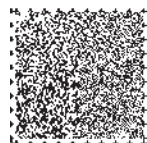


【自治会、校区（地区）社会福祉協議会】

- ・ 平時から関係者と連携し、要支援者の見守り体制や役割分担などを協議しておきます。
- ・ 災害発生時は情報伝達や安否確認、避難支援など地域の関係者と協力して要支援者の支援を行います。

【消防団】

- ・ 災害時においては、火災が起きた場合はまず消火活動、地震等の大規模災害発生の際は、救助・救出、避難誘導等の消防団活動を優先して行い、本来の活動の後、要支援者の安否確認を行います。



名簿の活用事例・先進的な取組

佐賀市内や他の自治体での同意方式名簿の活用事例や取組を紹介します。それぞれの地域の実情に応じた活動の参考にしてください。

① 個別避難計画を考える地域ミーティング

自主防災組織や自治会長、民生委員・児童委員、消防団、ケアマネジャーなどの福祉専門職、佐賀市社会福祉協議会等が参加し、要支援者の避難に対する支援方法を考えます。

※「困っていること」「できること」を付せんに書いて、紙に貼付しながら話し合い



② 福祉協力員や自治会の班長による取組

自主防災組織や校区（地区）社会福祉協議会が主体となり、要支援者の避難支援を行う人を福祉協力員や自治会の班長の中であらかじめ決めておき、平時の声かけなど、顔の見える関係を構築しつつ、要支援者と避難方法等を協議することで、災害時の避難に役立てています。

③ 情報伝達・避難誘導・安否確認訓練の実施

自主防災組織とまちづくり協議会が連携して、情報伝達訓練や、単位自治会ごとに決めた避難場所へ避難する訓練を実施します。

その中で実際に避難場所に避難した要支援者数等を把握し、それらの結果から問題・課題を洗い出すことで、避難支援体制づくりに役立てています。

④ 支援が必要な人や地図の作成による情報の収集と共有

提供された同意方式名簿に加え、自主防災組織が独自で支援が必要な人を洗い出し、本人の同意を得たうえで同意方式名簿に登録しています。さらに、自宅の場所を示した地図を作成し、単位自治公民館に掲示することで、地域で情報を共有しています。

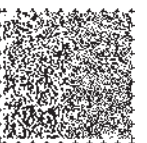
また、要支援者ごとに担当を決め、避難訓練などを行っています。



⑤ 同意方式名簿を活用した図上訓練の実施

自主防災組織や自治会長、民生委員・児童委員、消防団等が参加し、自治会単位の白地図に避難先や避難ルート等の書き込みを行います。

要支援者や支援者の自宅にシールを貼り、危険箇所や避難先に印をつけていきます。避難ルートの記入を行った後、災害時において支援の優先度を自治会単位で話し合うなど、地域の情報の「見える化」による情報共有を行っています。



避難誘導時の注意点

要支援者の中には様々な配慮を必要とされる人がいます。

同じ障がいであっても、一人ひとり必要とする支援や対応の仕方が異なりますので配慮をお願いします。

介護を必要とされる人のために

- 手足の関節や筋肉などの運動機能やバランス機能が低下し、自力での移動が困難な場合があります。
- 体温調節機能の低下から、温度の変化などへの抵抗力が弱い場合があります。
- 災害情報などの察知が遅れる場合があります。



注意点

- 早急に情報伝達・安否確認を行い、避難誘導を行います。
- 自力歩行が困難な場合は、車イスなどの器具を利用しながら、付き添って避難します。

肢体が不自由な人のために

- 動作が不自由なため、車イスや歩行器等の補助具がない場合は、自力での移動が困難です。
- 関節が固まり動きづらいなど、車イスにうまく座れない場合があります。
- 吸引、導尿など医療ケアが必要な場合があります。



注意点

- 本人の状態を確認しながら避難誘導を行います。

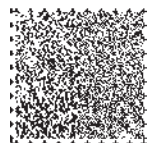
目が不自由な人のために

- 光を感じない全盲から、弱視、視野狭窄、特定の色の識別が困難な色覚特性などがあります。
- 生活環境が変わると日常的な行動も困難になり、掲示物などの視覚からだけでは情報を受け取れない場合があります。
- 視覚による状況の把握が困難なため、単独では迅速な避難行動が難しいことがあります。



注意点

- 安否確認時に正確な情報が得られているかを確認し、白杖の有無に関わらず、必ず人的支援による避難誘導を行います。



耳が不自由な人のために

- 音声による避難誘導の指示が認識できない場合があります。
- 見えている範囲以外の危険察知が困難な場合や、自分の状況を音声で知らせることが出来ない場合があります。
- 外見からは障がいわかりづらい場合があります。



注意点

- 安否確認や情報伝達は、ファックスやメール等の利用や対面による筆談で行います。
- 手話や筆談、身振り手振りなどで状況に応じた説明を行います。
- 事前に最適なコミュニケーション手段が何かを確認しておきましょう。
- 避難所で情報伝達などの困りごとがないか、十分に配慮しましょう。

知的障がいがある人のために

- 具体的に見えないことを想定すること、複数の情報を一度に把握したりすることが困難な場合があります。
- 急激な環境変化への対応が苦手で、時にパニックになり固まる、大きな声をあげてしまうことがあります。
- 避難の際、強い不安のため座り込んでしまうなど、ショックに起因する行動をとる場合があります。



注意点

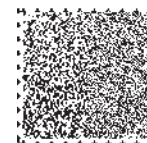
- コミュニケーションをとる際は、わかりやすく、明瞭かつ具体的な言葉でゆっくり話しかけるようにします。
- また、コミュニケーションボードを使うなど、視覚による伝達方法などに配慮します。

精神障がいがある人のために

- 日常生活や社会生活のしづらさを抱えている場合があります。
- 外見からは障がいわかりにくく、また、障がいがあることを知られたくない人もいます。
- 災害発生時は精神的な動揺が激しくなり、必要な訴えや相談ができなくなる場合があります。

注意点

- 継続的な服薬、医療的なケアが必要となります。
- 精神障害者保健福祉手帳や服薬している薬を携行するように促します。
- 気持ちを落ち着かせるとともに、具体的でシンプルな説明を行います。



避難情報について

避難情報等の発令

「災害が発生した」または「そのおそれがあるとき」は、気象庁や市が発表する災害に関連する情報に注意してください。

避難支援員や避難支援等関係者はご自身や家族の安全を確保したうえで、できる範囲で要支援者への情報伝達や避難誘導をお願いします。



※指定避難所は避難所開設基準に基づき、警戒レベル3「高齢者等避難」を目安として開設します。

原則として、1次避難所、2次避難所、3次避難所の順で開設しますが想定される災害の規模、避難者の状況等を勘案し、柔軟に対応することとしています。

※P15～P16ページに、指定避難所一覧（令和8年3月現在）を載せています。

※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

情報の入手方法

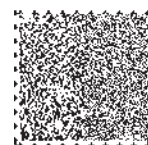
さがんメール・さがん電話・さがんFAX

「さがんメール」は、防災・防犯・火災など緊急時の各種情報を、ご登録いただいたメールアドレス又はLINEアプリに配信するシステムです。情報収集手段の一つとして、事前のご登録をお願いします。

【さがんメール登録方法】

1. 右のQRコードを読み取る、または
bousai.saga-city@raidens3.ktaiwork.jp へてに
空メールを送信します。
2. 届いた登録用メールの本文に記載されているURLにアクセスします。
3. 登録が終わると、登録完了メールが届きます。

※迷惑メール対策として、ドメイン指定やメールアドレス指定によるメール受信制限、またはインターネットからのメールの受信拒否をされている方は、設定追加または変更が必要です。



uni-voice

【さがんメール（LINE）登録方法】

1. LINEアプリを開いて右のQRコードを読み取り、佐賀市を友だち追加します。
2. 佐賀市公式LINEの「リッチメニュー」から、「さがんメール受信設定」を選択します。
3. 受信する防災情報を選び、回答を送信します。



【さがん電話・さがんFAX登録方法】

情報を入手しにくい人（高齢世帯の人、障がいのある人、携帯電話・スマートフォンをお持ちでない人など）に対し、電話またはファックスで緊急情報を配信します。

対象者：

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ・障害者手帳等を所持する障がい者等
- ・携帯電話、スマートフォンを持たない世帯の人 など

配信情報：

- ・利用者の居住地域に発令した避難情報（自主避難所の開放含む）
- ・その他の緊急情報

利用料：無料

登録方法：利用申込書を危機管理防災課に提出

自主防災組織について

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて自主的に防災活動を行う組織です。

【活動内容】

- 平常時
 - ・防災知識の普及、地域の巡視、防災資機材の点検、防災訓練
- 災害時
 - ・情報の収集・伝達、初期消火活動、救助活動、避難誘導、給食・給水活動

【活動支援】

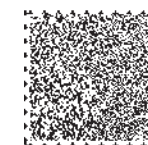
市が認定した自主防災組織を対象に、防災訓練の活動経費や防災用資機材の購入経費に対する助成などを行っています。

情報の入手方法や自主防災組織の詳しい内容は、佐賀市危機管理防災課までお尋ねください。

【問い合わせ先】

電話番号：0952-40-7013 ファックス：0952-24-3187

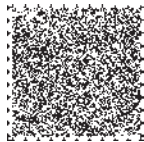
メール：shouboubousai@city.saga.lg.jp



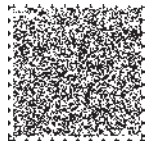
uni-voice

指定避難所一覧 (令和8年3月現在)

地区名	区分	施設名	所在地	電話番号
勸興	1次	勸興公民館	成章町 1-8	23-6303
	2次	勸興小学校	成章町 3-16	24-4235
	2次	成章中学校	成章町 7-1	24-4265
循誘	1次	循誘公民館	大財 2-2-52	23-3759
	2次	循誘小学校	高木町 15-30	22-4436
日新	1次	日新公民館	長瀬町 1-20	26-9216
	2次	日新小学校	長瀬町 9-15	24-4261
	2次	昭栄中学校	昭栄町 1-7	24-4238
	3次	佐賀少年刑務所	新生町 2-1	24-3291
赤松	1次	赤松公民館	中の館町 4-10	23-6002
	2次	赤松小学校	中の館町 1-39	24-4225
	3次	佐賀西高等学校	城内 1-4-25	24-4331
	3次	市村記念体育館	城内 2-1-35	25-7236
神野	1次	神野公民館	神野西 1-4-7	30-6702
	2次	神野小学校	神野西 2-4-8	30-4255
	3次	佐賀商業高等学校	神野東 4-12-40	30-8571
西与賀	1次	西与賀公民館	西与賀町屋外 1405	23-4683
	2次	西与賀小学校	西与賀町屋外 1437	23-6300
嘉瀬	1次	嘉瀬公民館	嘉瀬町中原 1690	26-5208
	2次	嘉瀬小学校	嘉瀬町十五 12-1	23-6400
巨勢	1次	巨勢公民館	巨勢町高尾 104-17	26-9218
	2次	巨勢小学校	巨勢町高尾 108	23-6500
	2次	城東中学校	巨勢町牛島 242	24-4286
兵庫	1次	兵庫公民館	兵庫町淵 1295	23-3566
	2次	兵庫小学校	兵庫町淵 1295	23-5791
	3次	致遠館高等学校・致遠館中学校	兵庫北 4-1-1	33-0401
高木瀬	1次	高木瀬公民館	高木瀬東 5-1-12	31-3400
	2次	高木瀬小学校	高木瀬東 5-6-12	31-3398
	3次	佐賀市文化会館	日の出 1-21-10	32-3000
北川副	1次	北川副公民館	木原 3-12-8	23-3086
	2次	北川副小学校	木原 3-12-1	23-6096
	2次	城南中学校	南佐賀 1-20-1	24-4338
	3次	佐賀東高等学校	南佐賀 3-11-15	24-0141
本庄	1次	本庄公民館	本庄町本庄 279-8	23-2691
	2次	本庄小学校	本庄町本庄 131-1	22-3266
	2次	城西中学校	本庄町本庄 1021-1	24-9220
	3次	佐賀市立体育館	本庄町本庄 299-3	40-0101
鍋島	1次	鍋島公民館	鍋島 1-1-1	31-2984
	2次	鍋島小学校	鍋島 1-1-2	31-2629
	2次	鍋島中学校	鍋島 1-19-1	30-5811
金立	1次	金立公民館	金立町千布 2333-2	98-1016
	2次	金立小学校	金立町千布 2144-1	98-1161
	3次	佐賀導水操作室	金立町千布 巨勢川調整池内	71-8200
久保泉	1次	久保泉公民館	久保泉町川久保 1363-1	98-0001
	2次	久保泉小学校	久保泉町川久保 1357-1	98-1171
	2次	金泉中学校	久保泉町上和泉 2361-1	98-1181
蓮池	1次	蓮池公民館	蓮池町蓮池 6-49	97-0070
	2次	小中一貫校芙蓉校	蓮池町小松 1000	97-1175
新栄	1次	新栄公民館	鍋島町八戸 1285-3	23-4907
	2次	新栄小学校	新栄東 2-6-34	22-8111
	3次	佐賀北高等学校	天祐 2-6-1	26-3211
	3次	佐賀工業高等学校	緑小路 1-1	24-4356
若楠	1次	若楠公民館	若楠 2-13-1	31-6358
	2次	若楠小学校	若宮 3-2-1	31-5051
	2次	城北中学校	高木瀬西 3-1-50	30-9258
	3次	SAGAサンライズパーク (アリーナ)	日の出 2-1-10	25-7482
開成	1次	開成公民館	鍋島町森田 27-4	33-9581
	2次	開成小学校	鍋島町森田 35-1	33-2975



地区名	区分	施設名	所在地	電話番号
諸富北	1次	諸富町公民館	諸富町諸富津 47-1	47-4995
	2次	諸富北小学校	諸富町大堂 990	47-2834
	2次	諸富中学校	諸富町徳富 2058-3	47-2331
	3次	諸富文化体育館	諸富町諸富津 52	47-7977
	3次	佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5	47-6261
諸富南	1次	諸富町公民館	諸富町諸富津 47-1	47-4995
	2次	諸富南小学校	諸富町為重 920-1	47-2824
	3次	諸富文化体育館	諸富町諸富津 52	47-7977
	3次	佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5	47-6261
春日	1次	春日公民館	大和町尼寺 1875	62-3151
	2次	春日小学校	大和町尼寺 1439	62-2128
	2次	大和支所	大和町尼寺 1870	62-1111
	3次	高志館高等学校	大和町尼寺 1698	62-1331
	3次	さが水ものがたり館	大和町尼寺 石井樋公園内	62-1277
春日北	1次	春日北公民館	大和町久池井 1756-1	62-8828
	2次	春日北小学校	大和町久地井 1777-1	62-5988
川上	1次	川上 (校区) 公民館	大和町川上 3203-1	62-5775
	2次	川上小学校	大和町東山田 1807-1	62-2137
	2次	大和中学校	大和町東山田 3554-1	62-1315
	3次	大和勤労者体育センター	大和町川上 3294	62-3491
松梅	1次	松梅公民館	大和町松瀬 2530-1	64-2041
	2次	小中一貫校松梅校	大和町松瀬 2090-1	63-0812
北山	1次	富士北部コミュニティセンター	富士町中原 488-1	40-7366
	2次	小中一貫校北山校	富士町中原 342-2	57-2211
北山東部	1次	北山東部小学校	富士町古場 1514-2	57-2441
富士	1次	富士公民館	富士町古湯 2624	58-2882
	1次	富士南部コミュニティセンター	富士町内野 40-2	40-7366
	2次	小中一貫校富士校小学部	富士町小副川 1339-3	63-0013
	2次	富士支所	富士町古湯 2685	58-2111
	2次	小中一貫校富士校中学部	富士町古湯 2735	58-2201
三瀬	1次	三瀬公民館	三瀬村三瀬 2762-2	56-2003
	1次	三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882-6	56-2200
	2次	小中一貫校三瀬校	三瀬村三瀬 2789	56-2106
	3次	三瀬勤労福祉センター	三瀬村三瀬 2700-1	56-2111
南川副	1次	南川副公民館	川副町鹿江 422-1	45-8919
	2次	南川副小学校	川副町鹿江 674	45-0049
	2次	川副中学校	川副町鹿江 710	45-1251
	3次	川副保健センター	川副町鹿江 442	40-7280
	3次	スポーツパーク川副体育センター	川副町鹿江 700	45-8910
	3次	スポーツパーク川副武道館	川副町鹿江 700	45-8910
	3次	川副児童館	川副町鹿江 442	45-8926
西川副	1次	西川副公民館	川副町西古賀 968-11	45-1478
	2次	西川副小学校	川副町西古賀 979	45-0319
中川副	1次	中川副公民館	川副町早津江 27-1	45-4173
	2次	中川副小学校	川副町福富 1316	45-0219
大詫間	1次	大詫間公民館	川副町大詫間 560-1	45-4480
	2次	大詫間小学校	川副町大詫間 496	45-0147
東与賀	1次	東与賀保健福祉センター	東与賀町下古賀 1193	45-8022
	2次	東与賀小学校	東与賀町田中 453	45-0321
	2次	東与賀中学校	東与賀町下古賀 1127-1	34-7102
	3次	東与賀農村環境改善センター	東与賀町田中 425	45-0375
	3次	東与賀文化ホール	東与賀町下古賀 1228-3	45-3939
久保田	1次	久保田公民館 (思斉くらし総合センター)	久保田町新田 3331-3	68-2111
	2次	小中一貫校思斉館 (小学部)	久保田町新田 1207	68-2151
	2次	小中一貫校思斉館 (中学部)	久保田町新田 1217	68-2161
	2次	久保田農村環境改善センター	久保田町新田 3323-3	68-3611
	3次	王子マテリア体育館	久保田町久保田 1	68-3111



 福祉避難所・福祉避難施設一覧 (令和8年3月現在)

高齢者や障がい者など、公民館等の指定避難所で生活に支障がある人のために、バリアフリーなどの配慮がされた福祉避難所・福祉避難施設が46か所あります。

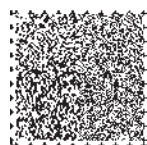
福祉避難所・福祉避難施設は、災害時にすぐ開設するものではありませんので直接避難することはできません。指定避難所での避難者の状況により開設し、配慮が必要な人（必要な場合は介助者も）が移っていただくことになります。

【福祉避難所（13か所）】

施設名	所在地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目 12 番 5 号	0952-22-0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町高尾 83 番地 7	0952-24-5433
開成老人福祉センター	鍋島町森田 27 番地 5	0952-32-1730
金立いこいの家	金立町千布 2314 番地 1	0952-98-0540
諸富町公民館	諸富町諸富津 47 番地 1	0952-47-4995
諸富文化体育館	諸富町諸富津 52 番地	0952-47-7977
春日公民館	大和町尼寺 1875 番地	0952-62-3151
大和老人福祉センター	大和町久池井 2970 番地	0952-62-0461
富士公民館	富士町古湯 2624 番地	0952-58-2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大野 1060 番地 12	0952-57-2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	0952-56-2200
川副保健センター	川副町鹿江 442 番地	—
東与賀保健福祉センター	東与賀町下古賀 1193 番地	0952-45-8022

【介護老人福祉施設（12か所）】

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 扇寿荘	嘉瀬町中原 2585 番地	0952-28-6166
特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	高木瀬町東高木 1170 番地	0952-30-1165
特別養護老人ホーム つぼみ荘	北川副町光法 1480 番地 2	0952-25-2803
特別養護老人ホーム 春庵	鍋島町蛸久 1313 番地	0952-31-0711
特別養護老人ホーム 桂寿苑	久保泉町川久保 1986 番地 1	0952-98-3521
特別養護老人ホーム 福壽園	諸富町諸富津 209 番地 3	0952-47-5091
特別養護老人ホーム シオンの園	大和町久留間 3865 番地 1	0952-62-5566
特別養護老人ホーム ロザリオの園	大和町久池井 1386 番地 2	0952-62-0303
特別養護老人ホーム なごみ荘	富士町小副川 562 番地	0952-64-2314
特別養護老人ホーム シルバーケア三瀬	三瀬村三瀬 38 番地 1	0952-56-2947
特別養護老人ホーム けやき荘	川副町福富 866 番地 1	0952-45-5193



uni-voice

特別養護老人ホーム 南鷗荘	久保田町久富 3459 番地 2	0952-68-2136
---------------	------------------	--------------

【養護老人ホーム（1か所）】

施設名	所在地	電話番号
佐賀整肢学園・佐賀向陽園	金立町金立 801 番地 1	0952-98-1074

【地域密着型介護老人福祉施設（1か所）】

施設名	所在地	電話番号
きんりゅうケアセンター 桂寿苑	金立町千布 4088 番地 1	0952-71-8055

【介護老人保健施設（11か所）】

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設 エバークリーン	嘉瀬町中原 1965 番地 1	0952-22-2300
独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設	兵庫南三丁目 8 番 1 号	0952-22-3121
介護老人保健施設 みどりの園	兵庫町湊 1912 番地 1	0952-33-9977
介護老人保健施設 きりん	金立町薬師丸 1274 番地 1	0952-98-0120
介護老人保健施設 ライフエイド	久保泉町川久保 5403 番地	0952-98-3377
介護老人保健施設 徐福の里	諸富町大堂 1049 番地の 4	0952-34-8880
介護老人保健施設 白壽園	諸富町諸富津 220 番地	0952-47-5115
介護老人保健施設 しょうぶ苑	大和町尼寺 3227 番地 1	0952-62-6511
介護老人保健施設 メイプルハウス	川副町早津江 265 番地	0952-45-8161
介護老人保健施設 レストピア	東与賀町下古賀 1349 番地	0952-45-8181
介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	久保田町新田 3679 番地	0952-68-4070

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（1か所）】

施設名	所在地	電話番号
グループホーム愛らんど	蓮池町小松 843 番地 2	0952-97-1318

【障がい者福祉施設（7か所）】

施設名	所在地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16 番 39 号	0952-29-5284
佐賀整肢学園こども発達医療センター	金立町金立 2215 番地 27	0952-98-2211
佐賀整肢学園 オークス	金立町金立 168 番地 1	0952-98-3770
障害者支援施設 はがくれ学園	久保泉町川久保 4466 番地 1	0952-98-2575
いとし子の家	大和町久池井 1407 番地 11	0952-62-1611
富士学園	富士町内野 209 番地 8	0952-63-0107
めぐみ園	東与賀町飯盛 1584 番地	0952-34-7722



uni-voice

よくある質問

Q1

同意確認届出書や個別避難計画書を提出した後で内容を変更する場合はどうすればいいですか？

A

緊急連絡先や避難支援員が変わった場合や、施設に入所して登録が不要になった場合など登録内容に変更がある場合は、佐賀市役所福祉総務課までご連絡ください。

避難行動要支援者（同意方式）名簿登録情報変更・抹消届出書をお送りしますので、記入のうえ返送してください。

また、登録内容を変更した場合は、避難支援員、民生委員・児童委員や自治会長にもお伝えください。

Q2

近所に頼れる人がいなくても、同意方式名簿に登録することができますか？

A

頼れる人がいなくても、登録はできます。

登録することで、災害時に支援が必要な可能性があるということを、避難支援等関係者に知ってもらうことができます。

まずは「登録をして知ってもらう」ことが、安心につながると思います。

Q3

同意方式名簿はどこまで共有していいですか？

A

同意方式名簿を配布された避難支援等関係者間で共有ができます。

また、避難支援員などとも要支援者への避難支援を行う範囲内で共有することができます。

その際は、実際に支援する要支援者の情報だけにするなど必要最小限に留めてください。

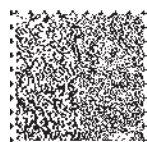
Q4

避難支援ができなかったときは責任を問われますか？

A

あくまで善意に基づく助け合いの制度であり、支援できなかったとしても責任を問われるものではありません。

災害時には避難支援等関係者や避難支援員も被災することがあるため、ご自身やご家族の安全を確保したうえで、できる範囲の支援をお願いします。



Q5

なぜ地域住民による避難支援が重要なのですか？

A

災害の規模が大きいと、消防や警察もすぐに救助へ向かえないことがあります。地域の方の共助により、要支援者を支援していくことが、一人でも多くの命を救うことにつながります。

Q6

子と同居している人が同意方式名簿に登録されているが、どうしたらいいですか？

A

名簿登録の要件は一人暮らしや高齢者世帯に限られたものではありません。家族が避難支援員になっている人もいたり、日中は高齢者だけになる人もいます。

地域の中で支援の優先順位をつけるなど、対応について話し合っておく必要があります。

Q7

同意方式名簿に登録されている人以外にも要支援者として登録した方がよいと思われる人がいます。どうしたらいいですか？

A

佐賀市役所福祉総務課もしくは支所の窓口で同意確認届出書を受け取り、ご登録いただくように勧めてください。同意確認届出書は佐賀市のホームページからもダウンロードできます。

ただし、同意方式名簿は年に一度、更新するため、すぐにお持ちの同意方式名簿には反映できませんので、同意方式名簿が更新されるまでは、手書きで修正するなどして、避難支援等関係者で情報を共有してください。

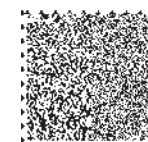
Q8

同意方式名簿に記載されている要支援者が施設に入所したり、市内の別の地区に住んでいます。どうしたらいいですか？

A

佐賀市役所福祉総務課（電話番号：0952 -40 -7249）までご連絡ください。

また、同意方式名簿配布時にお渡ししている連絡票を佐賀市役所福祉総務課まで送付いただくか、連絡票をお持ちでない人は、佐賀市ホームページに「避難行動要支援者（同意方式）名簿登録情報変更・抹消届出書」の様式を掲載しておりますのでご活用ください。



佐賀市避難行動要支援者支援制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、佐賀市地域防災計画の定めるところにより、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）避難行動要支援者 主として高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、生活の基盤が自宅にあり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する以下の要件に該当する者をいう。
- ア 要介護認定を受けている人（要介護１～５）
- イ 身体障がい者（身体障害者手帳の肢体（下肢・体幹）１～３級、視覚１～３級、聴覚２～３級のいずれかを所持）
- ウ 知的障がいがある人（療育手帳Ａを所持）
- エ 精神障がいがある人（精神障害者保健福祉手帳１～２級を持つ単身者）
- オ 難病・発達障がい者で支援が必要な人
- カ 病気やケガなどにより支援が必要な人
- キ 市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた人（旧災害時要援護者を含む。）
- （２）避難支援等関係者 消防機関、警察、地域包括支援センター、佐賀市社会福祉協議会の各機関及び民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、校区社会福祉協議会等の地域で相互扶助活動を行う組織等をいう。
- （３）避難支援員 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自身や家族等の安全確保に支障のない範囲で、避難行動要支援者に対し支援を行なう者をいう。

（避難行動要支援者の情報の収集）

第3条 市長は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の１０第４項の規定により、避難行動要支援者を把握するため、前条第１号の要件に該当する者に係る個人情報について、市が保有する場合はその情報を利用し、佐賀県、佐賀中部広域連合等の関係機関が保有する場合は各機関に対し情報の提供を求めるものとする。

２ 市長は、避難行動要支援者を把握するため、前項に掲げる方法によるほか、民生委員・児童委員その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第4条 市長は、第３条、第５条及び第６条の規定により収集した避難行動要支援者の情報を基に避難行動要支援者名簿（以下「全体名簿」という。）を作成する。

２ 全体名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

（１）氏名

（２）生年月日

（３）性別

（４）住所又は居所

（５）電話番号及び緊急連絡先

（６）避難支援の程度

（７）前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３ 市長は、全体名簿に登録された者の中から、避難行動要支援者同意確認届出書（様式第１号。以下「同意確認届出書」という。）を提出した者を対象とした避難行動要支援者（同意方式）名簿（以下「同意方式名簿」という。）を作成する。

（情報提供の同意及び情報の登録）

第5条 避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者への情報提供に同意する者（以下「同意者」という。）は、同意確認届出書を市長へ提出する。

２ 同意者は、身体状況等により同意確認届出書の必要事項の記載及び提出が困難な場合は、その家族等の者を代理人として、これを記載させ、提出させることができる。

（避難行動要支援者個別避難計画書の作成及び情報の登録）

第6条 同意者は、避難行動要支援者個別避難計画書（様式第２号。以下「個別避難計画書」という。）を作成し、市長へ提出する。

２ 同意者は、個別避難計画書の中に、原則として、近隣に居住する者や家族等の中から、１人以上の避難支援員を、あらかじめその者の同意を得た上で記載する。

３ 同意者は、身体状況等により個別避難計画書の必要事項の記載及び提出が困難な場合は、その家族等の者を代理人として、これを記載させ、提出させることができる。

（全体名簿の利用、提供）

第7条 全体名簿は、保健福祉部福祉総務課、高齢福祉課及び障がい福祉課並びに総務部危機管理防災課において利用する。

２ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、全体名簿を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

３ 前項の場合において、市長は、佐賀市災害対策本部において審査の上、情報の提供の適否を決定するものとする。

４ 第２項の規定により提供する全体名簿の内容及び提供先は、予想される災害の種別及び規模、予想される被災地域の地理的条件、過去の災害経験等を総合的に勘案し、避難支援等の実施のための必要最小限のものとする。

５ 市長は、第２項の規定により提供した全体名簿は、災害時支援終了後速やかにこれを回収するものとする。

（同意方式名簿の利用、提供）

第8条 市長は、避難支援等関係者に対し、同意方式名簿を平常時から提供するものとする。

２ 避難支援等関係者は、自身や家族等の安全確保に支障のない範囲で、避難行動要支援者に対し、同意方式名簿情報を活用して、次の各号に掲げる支援を行うよう努める。

（１）災害時における避難誘導、安否確認

（２）日常生活における声かけ、見守り、相談対応

（３）その他状況により必要な支援

（名簿の管理責任）

第9条 全体名簿及び同意方式名簿（以下「名簿」という。）の提供を受けた避難支援等関係者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１） 名簿に記載された情報（以下「登録情報」という。）及び推進活動並びに支援活動により知り得た情報を第三者に漏らさないこと。避難支援等関係者でなくなった後も同様とする。
 - （２） 登録情報をこの要綱の目的以外に使用しないこと。
 - （３） 登録情報の紛失等がないように適正に管理すること。
 - （４） 登録情報の複製及び複写を行わないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
 - （５） 避難支援等関係者の任を引き継ぐ場合は、後任者に名簿を適切に引き継ぐこと。
- 2 前項各号のいずれかに違反する事態が生じたときは、避難支援等関係者は、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、避難支援等関係者に対し、登録情報の管理に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。
- 4 市長は、避難支援等関係者が登録情報を適正に管理できないと判断した場合には、当該避難支援等関係者から名簿を返還させることができる。
- 5 避難支援等関係者は、名簿を受領したときは、速やかに避難行動要支援者（同意方式）名簿等受領書兼誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（名簿の保管、更新）

第10条 名簿の原本は、市長が管理する。

- 2 市長は、原則として年1回、名簿を更新し、同意方式名簿については、更新後の名簿を避難支援等関係者に提供する。
- 3 前項の規定により更新した名簿を受けた避難支援等関係者は、更新前の名簿を速やかに市長に返還しなければならない。

（名簿情報の変更）

第11条 名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、名簿の情報に変更が生じたときは、避難行動要支援者（同意方式）名簿登録情報変更・抹消届出書（様式第4号）により、市長に報告するものとする。

- 2 登録者は、身体の状態等により前項の届出書の必要事項の記載及び提出が困難な場合は、その家族等の者を代理人として、これを記載させ、提出させることができる。
- 3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに名簿情報を変更するものとする。
- 4 市長は、名簿情報に変更が生じたことを知り得た場合で、登録者から第1項の規定による報告がないときは、職権により名簿情報の変更をすることができる。

（登録の取消し）

第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、名簿の登録を取り消すことができるものとする。

- （１） 登録者が登録の抹消を希望した場合
- （２） 登録者が死亡した場合
- （３） 登録者が市外に転居した場合

- （４） 登録者が入院又は施設入所により自宅に戻れる見通しが立たない場合

（制度の周知）

第13条 市長は、避難行動要支援者支援制度について、広報紙等を通じて周知を図るものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、改正後のこの要綱の第6条第1項の規定は令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

代理人 (間柄)

様式第2号（第6条関係）

避難行動要支援者個別避難計画書

佐賀市長 様

私は、個別避難計画書を作成し、その内容を避難行動要支援者名簿に登録します。
また、避難行動要支援者名簿の情報を地域関係者（民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会等）に平常時から提供することに同意します。

※この計画書の提出により全ての情報記載内容の提供に同意されたとみなします。

令和 年 月 日

(申請者本人が申請する場合)

(代理人が申請する場合)

氏名

氏名

(間柄)

わたしの情報

ふりがな				生 年 月 日	性 別
氏 名				年 月 日	
住 所	佐賀市				
連絡先	自宅電話	携帯電話	ファックス		
世帯の状況 *該当する□に✓ してください。	☐ 一人暮らし ☐ 65歳以上のみの世帯 ※65歳以上のみの2人以上の世帯 ☐ その他世帯 ※上記以外の世帯				
身体等の状態 *該当する□に✓及び ()に区分等を 記入ください。	☐ 身体障がい（手帳：肢体__級、視覚__級、聴覚__級） ☐ 知的障がい（手帳 __） ☐ 精神障がい（手帳__級） ☐ 要介護（要介護度：__） ☐ 難病 ☐ その他（)				
避難支援の程度	☐ 自力で避難できるが、避難指示等の情報を教えてほしい ☐ 寝たきり等で自力避難が困難なので、避難時に手助けがほしい ☐ その他（)				

〈裏面も必ずご記入ください〉

利用者番号：

避難先・避難方法	(例)災害時に協力してくれる〇〇さんと車で△△避難所に避難する。					
緊急連絡先 (あなた以外の連絡先)	①	氏名	(間柄)	連絡先		
	②	氏名	(間柄)	連絡先		
避難支援員 *記入は避難支援員に 同意を得てから 書いてください。	①	氏名	(間柄)	できること ☐ 高齢者等避難など情報伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 避難先に一緒に行く ☐ その他()		
		連絡先				
		住所				
地域関係者	民生委員			自治会		
特記事項 *現在、利用中のものを 書いてください。	治療中の病気やケガ あり 傷病名 ()・なし					
	かかりつけの医療機関 医療機関名： ()			連絡先 電話番号： ()		
	介護事業所及びケアマネジャー 事業所名： () ケアマネジャーの名前： ()			連絡先 電話番号： ()		
	障害福祉サービス事業所及び相談 支援専門員 事業所名： () 相談支援専門員の名前： ()			連絡先 電話番号： ()		
備考						

様式第2号（第6条関係）

避難行動要支援者個別避難計画書

記入例

佐賀市長 様

私は、個別避難計画書を作成し、その内容を避難行動要支援者名簿に登録します。
また、避難行動要支援者名簿の情報を地域関係者（民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会等）に平常時から提供することに同意します。

※この計画書の提出により全ての情報記載内容の提供に同意されたとみなします。

令和 年 月 日

(申請者本人が申請する場合)

(代理人が申請する場合)

氏名

氏名 佐賀 桜 (間柄 母)

わたしの情報

ふりがな	さが たろう	生 年 月 日	性 別
氏 名	佐賀 太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	男
住 所	佐賀市〇〇町〇番〇号		
連絡先	自宅電話 0952-〇〇-〇〇〇〇	携帯電話 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	ファックス なし
世帯の状況 *該当する□に✓ してください。	☐ 一人暮らし ☒ 65歳以上のみの世帯 ※65歳以上のみの2人以上の世帯 ☐ その他世帯 ※上記以外の世帯		
身体等の状態 *該当する□に✓及び ()に区分等を 記入ください。	☐ 身体障がい（手帳：肢体__級、視覚__級、聴覚__級） ☐ 知的障がい（手帳 __） ☒ 精神障がい（手帳 1 級） ☒ 要介護（要介護度： 2 ） ☐ 難病 ☐ その他（ ）		
避難支援の程度	☐ 自力で避難できるが、避難指示等の情報を教えてほしい ☒ 寝たきり等で自力避難が困難なので、避難時に手助けがほしい ☐ その他（ ）		

〈裏面も必ずご記入ください〉

利用者番号：

避難先・避難方法	(例)災害時に協力してくれる〇〇さんと車で△△避難所に避難する。 避難支援員の〇〇さんと車で△△避難所に避難する。			
緊急連絡先 (あなた以外の連絡先)	①	氏名	佐賀 桜 (間柄 母)	連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇 〇〇
	②	氏名	佐賀 一郎 (間柄 父)	連絡先 080-〇〇〇〇-〇〇 〇〇
避難支援員 *記入は避難支援員に 同意を得てから 書いてください。	①	氏名	諸富 花子 (間柄 友人)	できること ☐ 高齢者等避難など情報伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☒ 避難先に一緒に行く ☒ その他(荷物を運ぶ)
		連絡先	080-〇〇〇〇-〇〇〇	
		住所		
地域関係者	民生委員		・避難支援員は、同居の家族や近所の人などを見つけて記入 してください。 ※記入しても、必ず支援が受けられるわけではありません。 また、避難支援員が、法的な責任を負うものではありません。	
特記事項 *現在、利用中のものを 書いてください。	治療中の病気や あり 傷病名 (高血圧) ・なし			
	かかりつけの医療機関 医療機関名： (佐賀シチメンソウ病院)		連絡先 電話番号： (0952-〇〇-〇〇〇〇)	
	介護事業所及びケアマネジャー 事業所名：(花ヘルパー事業所) ケアマネジャーの名前： (葉隠 華)		連絡先 電話番号： (0952-〇〇-〇〇〇〇)	
	障害福祉サービス事業所及び相談 支援専門員 事業所名：(コスモス事業所) 相談支援専門員の名前： (川副ゆり)		連絡先 電話番号： (0952-〇〇-〇〇〇〇)	
備考	避難支援員がもう1人います。 氏名:水ヶ江 健太(間柄:甥) 連絡先:090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 住所:佐賀市〇〇町〇番〇号 できること:避難しているかの確認			

様式第3号（第9条関係）

避難行動要支援者（同意方式）名簿等受領書兼誓約書

年 月 日

佐賀市長 様

団 体 名 称：_____

住 所：_____

氏 名：_____

佐賀市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者（同意方式）名簿を受領しました。

受領した避難行動要支援者（同意方式）名簿及び記録された情報は、同実施要綱に基づき、避難行動要支援者に対する必要な支援のために利用します。

なお、記載された個人情報の取り扱いについては、目的外に利用しない等適切に管理いたします。

また、今後、追加登録や登録内容の変更に伴い受領する避難行動要支援者（同意方式）名簿等についても同様の取扱いとします。

様式第4号（第11条関係）

避難行動要支援者（同意方式）名簿登録情報変更・抹消届出書

佐賀市長 様

避難行動要支援者名簿に登録した情報に（変更・抹消）が生じたので以下のとおり届出ます。

- ☐ 変更（以下の「変更内容欄」に該当事項を記入してください。）
- ☐ 抹消（以下の「抹消理由欄」に該当する理由を選択又は記入してください。）

年 月 日

（代理人が届出する場合）

氏 名 _____（間柄 _____）

登録者氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生

住 所 _____ 佐賀市 _____

【変更内容欄】＊変更がある項目のみ記入してください。

項目	変更前	変更後

【抹消理由欄】

理由	☐ 施設入所のため。 ☐ 長期入院のため。 ☐ 自力で避難できる。 ☐ 身近に支援をしてくれる人がいる。 ☐ 個人情報を提供したくない。 ☐ その他（ _____ ）
----	---



〈お問い合わせ先〉

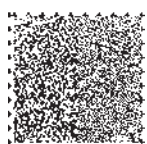
佐賀市役所 保健福祉部 福祉総務課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電話番号：0952-40-7249

ファックス：0952-40-7393

メール：fukushisomu@city.saga.lg.jp



uni-voice